

静岡県告示第217号の2

令和3年3月17日、県議会の議決を経た令和2年度静岡県一般会計補正予算1件、特別会計補正予算11件及び企業会計補正予算5件は、次のとおりである。

令和3年3月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

令和2年度静岡県一般会計補正予算

令和2年度静岡県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ57,820,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,423,404,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更並びに追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(県債の補正)

第4条 県債の変更並びに追加は、「第4表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県税		472,400,000	△ 20,600,000	451,800,000
	1 県民税	132,119,000	1,407,000	133,526,000
	2 事業税	121,369,000	△ 7,403,000	113,966,000
	3 地方消費税	106,341,000	△ 12,175,000	94,166,000
	4 不動産取得税	10,708,000	△ 27,000	10,681,000
	5 県たばこ税	3,752,000	9,000	3,761,000
	6 ゴルフ場利用税	2,098,000	△ 36,000	2,062,000
	7 軽油引取税	38,022,000	△ 1,905,000	36,117,000
	8 自動車税	56,708,000	△ 469,000	56,239,000
	9 鉱区税	4,000	0	4,000
	10 核燃料税	1,240,000	0	1,240,000
	11 狩猟税	38,000	△ 2,000	36,000
	12 旧法による税	1,000	1,000	2,000
2 地方消費税清算金		172,790,000	△ 9,512,000	163,278,000
	1 地方消費税清算金	172,790,000	△ 9,512,000	163,278,000
3 地方譲与税		64,600,000	△ 9,300,000	55,300,000
	1 特別法人事業譲与税	61,671,000	△ 8,979,000	52,692,000
	2 地方揮発油譲与税	2,264,000	△ 271,000	1,993,000
	3 石油ガス譲与税	102,000	△ 23,000	79,000

	4 自動車重量譲与税	353,000	△	2,000	351,000
	5 地方道路譲与税	1,000	△	1,000	0
	6 森林環境譲与税	180,000		0	180,000
	7 航空機燃料譲与税	29,000	△	24,000	5,000
4 地方特例交付金		2,273,000		247,000	2,520,000
	1 地方特例交付金	2,273,000		247,000	2,520,000
5 地方交付税		151,500,000		5,258,000	156,758,000
	1 地方交付税	151,500,000		5,258,000	156,758,000
6 交通安全対策特別交付金		1,000,000		100,000	1,100,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000		100,000	1,100,000
7 分担金及び負担金		4,755,984	△	187,377	4,568,607
	1 負担金	4,755,984	△	187,377	4,568,607
8 使用料及び手数料		16,575,234	△	615,380	15,959,854
	1 使用料	10,666,289	△	276,152	10,390,137
	2 手数料	326,425	△	7,708	318,717
	3 証紙収入	5,582,520	△	331,520	5,251,000
9 国庫支出金		308,714,997	△	36,214,262	272,500,735
	1 国庫負担金	45,552,292	△	3,740,130	41,812,162
	2 国庫補助金	257,636,522	△	32,012,928	225,623,594
	3 委託金	5,526,183	△	461,204	5,064,979
10 財産収入		3,165,537	△	432,814	2,732,723

	1 財産運用収入	901,990		2,902	904,892
	2 財産売却収入	2,263,547	△	435,716	1,827,831
1 1 寄附金		355,370		869,996	1,225,366
	1 寄附金	355,370		869,996	1,225,366
1 2 繰入金		44,807,132	△	13,509,457	31,297,675
	1 特別会計繰入金	540,886	△	81,726	459,160
	2 基金繰入金	44,266,246	△	13,427,731	30,838,515
1 3 繰越金		4,819,000		357,000	5,176,000
	1 繰越金	4,819,000		357,000	5,176,000
1 4 諸収入		23,148,746	△	1,192,706	21,956,040
	1 延滞金、加算金及び過料等	686,237	△	136,204	550,033
	2 預金利子	400		12,200	12,600
	3 公営企業貸付金元利収入	1,435		0	1,435
	4 貸付金元利収入	885,516		1,662	887,178
	5 受託事業収入	709,910	△	120,093	589,817
	6 収益事業収入	6,140,000	△	324,734	5,815,266
	7 利子割精算金収入	1,000		0	1,000
	8 雑入	14,724,248	△	625,537	14,098,711
1 5 県債		210,319,000		26,912,000	237,231,000
	1 県債	210,319,000		26,912,000	237,231,000
歳入合計		1,481,224,000	△	57,820,000	1,423,404,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		1,852,080	△ 20,670	1,831,410
	1 議会費	1,852,080	△ 20,670	1,831,410
2 知事直轄組織費		3,410,302	2,791,225	6,201,527
	1 知事直轄組織費	3,410,302	2,791,225	6,201,527
3 危機管理費		11,550,476	△ 806,453	10,744,023
	1 危機管理費	11,550,476	△ 806,453	10,744,023
4 経営管理費		37,140,955	△ 850,348	36,290,607
	1 経営管理費	16,108,058	33,564	16,141,622
	2 徴税費	8,830,399	△ 178,448	8,651,951
	3 地域振興費	4,854,389	△ 154,931	4,699,458
	4 選挙費	250,970	△ 57,668	193,302
	5 I C T 推進費	4,555,594	△ 437,209	4,118,385
	6 出納費	2,046,955	△ 35,743	2,011,212
	7 人事委員会費	231,134	△ 8,013	223,121
	8 監査委員費	263,456	△ 11,900	251,556
5 暮らし・環境費		9,635,091	△ 778,048	8,857,043
	1 暮らし・環境費	2,773,481	△ 83,582	2,689,899
	2 県民生活費	857,319	△ 94,061	763,258
	3 建築住宅費	2,419,333	△ 500,567	1,918,766
	4 環境費	3,584,958	△ 99,838	3,485,120

6	スポーツ・文化観光費	15,867,128	△	1,204,568	14,662,560
	1 スポーツ・文化観光費	2,851,436	△	32,675	2,818,761
	2 スポーツ費	2,900,654	△	306,624	2,594,030
	3 文化費	4,550,071	△	346,751	4,203,320
	4 観光交流費	3,507,498	△	56,636	3,450,862
	5 空港振興費	2,057,469	△	461,882	1,595,587
7	健康福祉費	340,125,683	△	15,640,655	324,485,028
	1 健康福祉費	14,573,506	△	2,003,709	12,569,797
	2 福祉長寿費	81,353,386	△	7,213,141	74,140,245
	3 こども未来費	53,815,483	△	1,458,543	52,356,940
	4 障害者支援費	27,187,731	△	1,045,098	26,142,633
	5 医療費	88,019,341	△	3,952,111	84,067,230
	6 健康費	74,751,995		57,432	74,809,427
	7 生活衛生費	424,241	△	25,485	398,756
8	経済産業費	131,465,070	△	14,350,934	117,114,136
	1 経済産業費	14,454,065	△	210,339	14,243,726
	2 産業革新費	7,076,096	△	973,335	6,102,761
	3 就業支援費	6,574,450	△	337,894	6,236,556
	4 商工業費	45,809,484	△	6,261,176	39,548,308
	5 農業費	17,460,361	△	3,718,682	13,741,679
	6 農地費	23,923,283	△	1,905,459	22,017,824
	7 森林・林業費	13,115,073	△	713,305	12,401,768
	8 水産・海洋費	2,953,314	△	224,453	2,728,861
	9 労働委員会費	98,944	△	6,291	92,653

9	交通基盤費	167,443,295		1,637,352	169,080,647
	1 交通基盤管理費	8,228,212	△	40,960	8,187,252
	2 建設支援費	138,204	△	3,506	134,698
	3 道路費	67,366,787		6,285,903	73,652,690
	4 河川砂防費	63,910,588	△	2,339,436	61,571,152
	5 港湾費	13,113,306	△	11,010	13,102,296
	6 都市費	14,686,198	△	2,253,639	12,432,559
10	警察費	82,402,271	△	1,131,244	81,271,027
	1 警察管理費	79,254,653	△	993,195	78,261,458
	2 警察活動費	3,147,618	△	138,049	3,009,569
11	教育費	254,716,562	△	5,425,156	249,291,406
	1 総合教育費	11,200	△	2,000	9,200
	2 教育委員会費	18,802,646	△	1,099,989	17,702,657
	3 小学校費	64,182,565	△	230,725	63,951,840
	4 中学校費	39,531,353	△	861,363	38,669,990
	5 高等学校費	63,728,673	△	908,751	62,819,922
	6 大学費	6,968,922	△	11,200	6,957,722
	7 特別支援学校費	26,533,377	△	379,327	26,154,050
	8 学校教育費	3,738,781	△	711,648	3,027,133
	9 社会教育費	629,566	△	16,539	613,027
	10 私学振興費	30,589,479	△	1,203,614	29,385,865
12	災害対策費	16,447,087	△	7,674,126	8,772,961
	1 観光施設災害復旧費	41,000	△	30,000	11,000

	2 社会福祉施設災害復旧費	200,000		0	200,000
	3 農林水産施設災害復旧費	3,313,000	△	2,157,442	1,155,558
	4 土木施設災害復旧費	12,070,000	△	4,862,323	7,207,677
	5 教育施設災害復旧費	430,000	△	430,000	0
	6 災害対策諸費	378,687	△	194,361	184,326
	7 空港施設災害復旧費	14,400		0	14,400
13 公債費		185,547,000	△	1,109,375	184,437,625
	1 公債費	185,547,000	△	1,109,375	184,437,625
14 諸支出金		221,321,000	△	13,257,000	208,064,000
	1 地方消費税清算金	102,846,000	△	8,602,000	94,244,000
	2 所得割交付金	300,000	△	42,000	258,000
	3 利子割交付金	508,000		6,000	514,000
	4 配当割交付金	2,493,000	△	128,000	2,365,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	1,667,000		1,471,000	3,138,000
	6 法人事業税交付金	5,804,000	△	210,000	5,594,000
	7 地方消費税交付金	87,983,000	△	4,889,000	83,094,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	1,500,000	△	37,000	1,463,000
	9 軽油引取税交付金	11,437,000	△	430,000	11,007,000
	10 自動車税環境性能割交付金	1,981,000	△	298,000	1,683,000
	11 利子割精算金	1,000		0	1,000
	12 旧法による自動車取得税交付金	1,000		2,000	3,000
	13 県税還付金	4,800,000	△	100,000	4,700,000
15 予備費		2,300,000		0	2,300,000

	1 予備費	2,300,000	0	2,300,000
歳出合計		1,481,224,000	△ 57,820,000	1,423,404,000

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

1 変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
3 危機管理費	1 危機管理費	危機管理費	837,000	923,000
6 スポーツ・文化観光費	4 観光交流費	観光費	610,000	754,000
	5 空港振興費	空港振興費	7,000	70,000
7 健康福祉費	2 福祉長寿費	長寿社会費	57,000	794,000
	3 こども未来費	こども未来費	3,484,000	3,951,000
	5 医療費	医務福祉費	122,000	174,000
8 経済産業費	2 産業革新費	産業革新費	425,000	537,000
	4 商工業費	商工業費	700,000	705,000
	5 農業費	農業費	2,333,000	3,175,000
	6 農地費	農地費	6,058,000	8,502,000
	7 森林・林業費	森林・林業費	2,523,000	5,504,000
	8 水産・海洋費	水産・海洋費	238,000	639,000
9 交通基盤費	3 道路費	道路橋りょう新設改良費	21,780,000	40,285,000
	4 河川砂防費	河川改良費	14,833,000	21,957,000

		海 岸 費	2,962,000	4,013,000
		砂 防 費	6,038,000	9,130,000
		農林地すべり対策費	389,000	491,000
	5 港 湾 費	港 湾 建 設 費	2,798,000	4,239,000
		漁 港 整 備 費	1,650,000	2,388,000
	6 都 市 費	市 街 地 整 備 費	1,007,000	2,435,000
		公 園 緑 地 費	1,069,000	1,528,000
11 教 育 費	2 教 育 委 員 会 費	教 育 管 理 費	538,000	587,000
12 災 害 対 策 費	3 農林水産施設災害復旧費	現年災害農林水産施設復旧費	76,000	392,000

2 追 加

款	項	事業名	金額
5 暮らし・環境費	3 建築住宅費	建築安全推進費	104,000
	4 環境費	環境政策費	72,000
6 スポーツ・文化観光費	3 文化費	文化財費	95,000
9 交通基盤費	3 道路費	道路橋りょう維持管理費	723,000
	4 河川砂防費	河川砂防管理費	23,000
	6 都市費	地域交通費	89,000
12 災害対策費	3 農林水産施設災害復旧費	過年災害農林水産施設復旧費	316,000
	4 土木施設災害復旧費	過年災害土木復旧費	1,949,000
		現年災害土木復旧費	1,184,000

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
122 県有地地盤強化工事契約	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	20,000千円 (工事予定額 20,000千円) (令和 2 年度計上予算額 0千円)
123 治山事業工事契約 (滝沢 尾緊急総合治山工事ほか 2 件)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	156,000千円 (工事予定額 156,000千円) (令和 2 年度計上予算額 0千円)

第 4 表

県 債 補 正

補 正 前				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地震対策事業費	千円 312,000	普通貸借 又 は 証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む)	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入 をもって支弁する。
出先機関庁舎等整備費	1,090,000			
地震防災事業費	1,547,000			
環境衛生科学研究所整備費	235,000			
公有林整備費	94,000			
スポーツ施設整備事業費	230,000			
文化学術施設整備事業費	1,042,000			
観光施設整備事業費	812,000			
空港整備事業費	263,000			
社会福祉会館整備事業費	58,000			
老人福祉施設整備事業費	1,254,000			
児童福祉施設整備事業費	379,000			
児童相談所整備事業費	147,000			
障害者施設整備事業費	1,696,000			
市町立診療所整備事業費	12,000			
地方独立行政法人静岡県立病院 機構事業費	7,164,000			
家畜保健衛生所整備費	16,000			
労政会館施設整備費	15,000			
職業能力開発施設整備事業費	2,542,000			
産業経済会館施設整備費	12,000			
農林大学校専門職大学 移行事業費	1,572,000			
家畜共同育成場 I C T 導入整備事業費	28,000			
土地改良事業費	3,115,000			
耕地災害防止施設費	2,031,000			
自然災害防止事業費	919,000			
林道事業費	944,000			
臨時林道整備事業費	139,000			
治山事業費	2,613,000			
緊急自然災害防止対策事業費	6,222,000			
沿岸漁場整備費	97,000			
指導調査船整備費	941,000			
道路事業費	5,566,000			
臨時県道整備事業費	27,348,000			

河川事業費	13,527,000			
臨時河川整備事業費	2,086,000			
緊急浚渫推進事業費	2,000,000			
海岸保全事業費	2,318,000			
砂防事業費	4,482,000			
港湾事業費	2,474,000			
漁港整備費	918,000			
漁港海岸保全費	246,000			
地域鉄道対策事業費	127,000			
都市公園整備費	1,185,000			
警察施設整備費	2,633,000			
臨時高等学校施設整備費	2,963,000			
特別支援学校施設整備費	3,923,000			
県有施設改善事業費	444,000			
国直轄土地改良事業費	782,000			
国直轄治山事業費	1,020,000			
国直轄道路事業費	6,243,000			
国直轄河川事業費	2,550,000			
国直轄海岸保全事業費	1,475,000			
国直轄砂防事業費	2,706,000			
国直轄港湾事業費	1,649,000			
過年災害観光施設復旧費	11,000			
現年災害観光施設復旧費	30,000			
現年災害社会福祉施設復旧費	66,000			
過年災害農林水産施設復旧費	234,000			
現年災害農林水産施設復旧費	413,000			
過年災害土木復旧費	2,064,000			
現年災害土木復旧費	2,089,000			
国直轄災害復旧費	649,000			
現年災害教育施設復旧費	163,000			
臨時財政対策	62,000,000			
減収補填（特例分）	13,085,000			
猶予特例	2,070,000			
現年災害空港施設復旧費	14,000			
高等学校施設整備費	1,225,000			
計	210,319,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地震対策事業費	299,000	普通貸借 又は 証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む)	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資 条件により、銀行その他から借り入れ る場合は、据置期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは元金 不均等の方法をもって年賦又は半年賦 若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還 し、償還期限を短縮し、又は借換えす ることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入 をもって支弁する。
出先機関庁舎等整備費	1,043,000			
地震防災事業費	1,544,000			
環境衛生科学研究所整備費	235,000			
公有林整備費	79,000			
スポーツ施設整備事業費	196,000			
文化学術施設整備事業費	975,000			
観光施設整備事業費	741,000			
空港整備事業費	241,000			
社会福祉会館整備事業費	53,000			
老人福祉施設整備事業費	1,270,000			
児童福祉施設整備事業費	228,000			
児童相談所整備事業費	138,000			
障害者施設整備事業費	1,675,000			
市町立診療所整備事業費	0			
地方独立行政法人静岡県立病院 機 構 事 業 費	4,159,000			
家畜保健衛生所整備費	16,000			
労政会館施設整備費	14,000			
職業能力開発施設整備事業費	2,457,000			
産業経済会館施設整備費	12,000			
農林大学校専門職大学 移 行 事 業 費	1,561,000			
家畜共同育成場 I C T 導 入 整 備 事 業 費	28,000			
土地改良事業費	3,289,000			
耕地災害防止施設費	2,051,000			
自然災害防止事業費	816,000			
林道事業費	906,000			
臨時林道整備事業費	139,000			
治山事業費	2,443,000			
緊急自然災害防止対策事業費	6,216,000			
沿岸漁場整備費	97,000			
指導調査船整備費	941,000			
道路事業費	7,355,000			
臨時県道整備事業費	26,946,000			

河川事業費	11,630,000			
臨時河川整備事業費	2,163,000			
緊急浚渫推進事業費	2,000,000			
海岸保全事業費	2,464,000			
砂防事業費	4,059,000			
港湾事業費	2,395,000			
漁港整備費	1,133,000			
漁港海岸保全費	198,000			
地域鉄道対策事業費	109,000			
都市公園整備費	1,010,000			
警察施設整備費	2,501,000			
臨時高等学校施設整備費	2,406,000			
特別支援学校施設整備費	3,864,000			
県有施設改善事業費	293,000			
国直轄土地改良事業費	496,000			
国直轄治山事業費	1,012,000			
国直轄道路事業費	9,308,000			
国直轄河川事業費	3,845,000			
国直轄海岸保全事業費	1,964,000			
国直轄砂防事業費	3,639,000			
国直轄港湾事業費	2,224,000			
過年災害観光施設復旧費	11,000			
現年災害観光施設復旧費	0			
現年災害社会福祉施設復旧費	66,000			
過年災害農林水産施設復旧費	106,000			
現年災害農林水産施設復旧費	23,000			
過年災害土木復旧費	2,033,000			
現年災害土木復旧費	477,000			
国直轄災害復旧費	291,000			
現年災害教育施設復旧費	0			
臨時財政対策	61,076,000			
減収補填（特例分）	34,987,000			
猶予特例	4,000,000			
現年災害空港施設復旧費	14,000			
高等学校施設整備費	1,225,000			
退職手当	1,369,000			
調整	4,677,000			
計	237,231,000			

令和2年度静岡県公債管理特別会計補正予算

令和2年度静岡県の公債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,264,293千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ467,202,707千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,826,000	△ 37,123	1,788,877
	1 財産運用収入	1,826,000	△ 37,123	1,788,877
2 繰入金		276,141,000	△ 1,227,170	274,913,830
	1 一般会計繰入金	184,980,000	△ 1,189,206	183,790,794
	2 基金繰入金	91,161,000	△ 37,964	91,123,036
3 県債		190,500,000	0	190,500,000
	1 県債	190,500,000	0	190,500,000
歳入合計		468,467,000	△ 1,264,293	467,202,707

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		468,467,000	△ 1,264,293	467,202,707
	1 公債費	468,467,000	△ 1,264,293	467,202,707
歳 出 合 計		468,467,000	△ 1,264,293	467,202,707

令和2年度静岡県自動車税等証紙徴収事務 特別会計補正予算

令和2年度静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ733,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,511,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		3,244,000	△ 733,000	2,511,000
	1 証紙収入	3,244,000	△ 733,000	2,511,000
歳入合計		3,244,000	△ 733,000	2,511,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰出金		3,244,000	△ 733,000	2,511,000
	1 一般会計繰出金	3,244,000	△ 733,000	2,511,000
歳 出 合 計		3,244,000	△ 733,000	2,511,000

令和2年度静岡県県営住宅事業特別会計補正予算

令和2年度静岡県の県営住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,164,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,998,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(県債の補正)

第3条 県債の変更は、「第3表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		3,912,560	68,962	3,981,522
	1 使用料	3,912,560	68,962	3,981,522
2 国庫支出金		2,682,266	△ 1,189,406	1,492,860
	1 国庫補助金	2,682,266	△ 1,189,406	1,492,860
3 財産収入		152,114	△ 77,161	74,953
	1 財産運用収入	11,632	△ 3,890	7,742
	2 財産売払収入	140,482	△ 73,271	67,211
4 繰入金		2,925,693	△ 785,611	2,140,082
	1 一般会計繰入金	1,090,000	△ 14,000	1,076,000
	2 基金繰入金	1,835,693	△ 771,611	1,064,082
5 繰越金		1,000	233,543	234,543
	1 繰越金	1,000	233,543	234,543
6 諸収入		87,367	△ 327	87,040
	1 雑入	87,367	△ 327	87,040
7 県債		3,401,000	△ 1,414,000	1,987,000
	1 県債	3,401,000	△ 1,414,000	1,987,000
歳入合計		13,162,000	△ 3,164,000	9,998,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		10,246,653	△ 3,092,598	7,154,055
	1 県営住宅管理費	3,541,084	△ 134,407	3,406,677
	2 県営住宅整備費	6,500,000	△ 3,114,000	3,386,000
	3 積立金	205,569	155,809	361,378
2 公債費		2,845,347	△ 71,402	2,773,945
	1 公債費	2,845,347	△ 71,402	2,773,945
3 予備費		70,000	0	70,000
	1 予備費	70,000	0	70,000
歳 出 合 計		13,162,000	△ 3,164,000	9,998,000

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 県営住宅事業費	2 県営住宅整備費	県 営 住 宅 整 備 費	395,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	^{千円} 3,001,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	3,001,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 住 宅 建 設 費	千円 1,587,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,587,000			

令和2年度静岡県母子父子寡婦福祉資金 特別会計補正予算

令和2年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ44,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ482,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		84,328	52,226	136,554
	1 繰越金	84,328	52,226	136,554
2 諸収入		441,672	△ 96,226	345,446
	1 預金利子	2	12	14
	2 貸付金元利収入	434,456	△ 96,238	338,218
	3 雑入	7,214	0	7,214
歳入合計		526,000	△ 44,000	482,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉 資金費		526,000	△ 44,000	482,000
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付金	521,000	△ 44,000	477,000
	2 諸費	5,000	0	5,000
歳 出 合 計		526,000	△ 44,000	482,000

令和2年度静岡県心身障害者扶養共済事業 特別会計補正予算

令和2年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,790千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ651,210千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		113,276	△ 1	113,275
	1 国庫補助金	113,276	△ 1	113,275
2 繰入金		121,302	335	121,637
	1 一般会計繰入金	121,302	335	121,637
3 繰越金		1	0	1
	1 繰越金	1	0	1
4 諸収入		421,421	△ 5,124	416,297
	1 預金利子	1	0	1
	2 雑入	421,420	△ 5,124	416,296
歳入合計		656,000	△ 4,790	651,210

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 扶養共済事業費		655,850	△ 4,790	651,060
	1 扶養年金費	651,796	△ 4,790	647,006
	2 諸費	4,054	0	4,054
2 予備費		150	0	150
	1 予備費	150	0	150
歳 出 合 計		656,000	△ 4,790	651,210

令和 2 年度静岡県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 2 年度静岡県の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,820,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ338,273,547千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		105,007,747	△ 46,692	104,961,055
	1 負担金	105,007,747	△ 46,692	104,961,055
2 国庫支出金		83,375,811	1,783,069	85,158,880
	1 国庫負担金	64,161,485	△ 49,247	64,112,238
	2 国庫補助金	19,214,326	1,832,316	21,046,642
3 療養給付費等交付金		287,789	△ 287,789	0
	1 療養給付費等交付金	287,789	△ 287,789	0
4 前期高齢者交付金		115,922,695	71,413	115,994,108
	1 前期高齢者交付金	115,922,695	71,413	115,994,108
5 共同事業交付金		352,047	0	352,047
	1 共同事業交付金	352,047	0	352,047
6 財産収入		226	1,287	1,513
	1 財産運用収入	226	1,287	1,513
7 繰入金		20,234,945	△ 81,501	20,153,444
	1 他会計繰入金	20,084,945	△ 81,501	20,003,444
	2 基金繰入金	150,000	0	150,000

8 繰越金		203,079	10,247,887	10,450,966
	1 繰越金	203,079	10,247,887	10,450,966
9 諸収入		68,661	1,132,873	1,201,534
	1 預金利子	600	0	600
	2 雑入	68,061	1,132,873	1,200,934
歳入合計		325,453,000	12,820,547	338,273,547

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		5,519	0	5,519
	1 総務管理費	4,829	0	4,829
	2 運営協議会費	690	0	690
2 保険給付費等交付金		261,533,163	9,679,891	271,213,054
	1 保険給付費等交付金	261,533,163	9,679,891	271,213,054
3 後期高齢者支援金等		45,959,127	△ 86,873	45,872,254
	1 後期高齢者支援金等	45,959,127	△ 86,873	45,872,254
4 前期高齢者納付金等		82,386	△ 747	81,639
	1 前期高齢者納付金等	82,386	△ 747	81,639
5 介護納付金		16,719,617	137,709	16,857,326
	1 介護納付金	16,719,617	137,709	16,857,326
6 病床転換支援金等		300	△ 28	272
	1 病床転換支援金等	300	△ 28	272
7 共同事業拠出金		352,389	151,341	503,730
	1 共同事業拠出金	352,389	151,341	503,730
8 保健事業費		165,500	△ 13,748	151,752
	1 保健事業費	165,500	△ 13,748	151,752

9 基金積立金		226	1,287	1,513
	1 基金積立金	226	1,287	1,513
10 諸支出金		526,531	2,971,301	3,497,832
	1 償還金及び還付加算金	526,531	2,971,301	3,497,832
11 予備費		108,242	△ 39,586	68,656
	1 予備費	108,242	△ 39,586	68,656
12 繰出金		0	20,000	20,000
	1 繰出金	0	20,000	20,000
歳出合計		325,453,000	12,820,547	338,273,547

令和2年度静岡県中小企業高度化資金 貸付事業等特別会計補正予算

令和2年度静岡県の中小企業高度化資金貸付事業等特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ721,352千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ938,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(県債の補正)

第2条 県債の変更は、「第2表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		99,817	△ 59,788	40,029
	1 一般会計繰入金	99,817	△ 59,788	40,029
2 繰越金		251,212	209	251,421
	1 繰越金	251,212	209	251,421
3 諸収入		903,008	△ 419,854	483,154
	1 預金利子	1	0	1
	2 貸付金元利収入	889,981	△ 412,917	477,064
	3 雑入	13,026	△ 6,937	6,089
4 県債		405,963	△ 241,919	164,044
	1 県債	405,963	△ 241,919	164,044
歳入合計		1,660,000	△ 721,352	938,648

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業高度化等 事業費		874,635	△ 411,464	463,171
	1 中小企業高度化資 金等貸付金	508,985	△ 302,400	206,585
	2 諸費	55,680	△ 1,112	54,568
	3 一般会計繰出金	309,970	△ 107,952	202,018
2 公債費		785,365	△ 309,888	475,477
	1 公債費	785,365	△ 309,888	475,477
歳 出 合 計		1,660,000	△ 721,352	938,648

第 2 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 405,963	普通貸借	10.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	405,963			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 164,044	普通貸借	10.0% 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	164,044			

令和2年度静岡県林業改善資金特別会計補正予算

令和2年度静岡県の林業改善資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ117,992千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		190,681	40,824	231,505
	1 繰越金	190,681	40,824	231,505
2 諸収入		163,319	△ 158,816	4,503
	1 預金利子	819	△ 816	3
	2 貸付金元利収入	112,498	△ 108,000	4,498
	3 雑入	50,002	△ 50,000	2
歳入合計		354,000	△ 117,992	236,008

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	林業改善資金費	208,988	△ 150,076	58,912
	1 林業改善資金貸付金	40,000	0	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000	△ 100,000	0
	3 諸費	12,978	△ 66	12,912
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,010	△ 50,010	0
	5 一般会計繰出金	6,000	0	6,000
2	予備費	145,012	32,084	177,096
	1 予備費	145,012	32,084	177,096
歳 出 合 計		354,000	△ 117,992	236,008

令和2年度静岡県沿岸漁業改善資金 特別会計補正予算

令和2年度静岡県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ11,182千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		1,086	△ 328	758
	1 一般会計繰入金	1,086	△ 328	758
2 繰越金		144,269	△ 8,685	135,584
	1 繰越金	144,269	△ 8,685	135,584
3 諸収入		31,645	△ 2,169	29,476
	1 預金利子	180	△ 174	6
	2 貸付金元金収入	31,464	△ 1,995	29,469
	3 雑入	1	0	1
歳入合計		177,000	△ 11,182	165,818

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金 費		65,886	△ 29,178	36,708
	1 沿岸漁業改善資金 貸付金	64,800	△ 28,850	35,950
	2 諸費	1,086	△ 328	758
2 予備費		111,114	17,996	129,110
	1 予備費	111,114	17,996	129,110
歳 出 合 計		177,000	△ 11,182	165,818

令和2年度静岡県清水港等港湾整備事業 特別会計補正予算

令和2年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ281,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,996,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更並びに追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(県債の補正)

第3条 県債の変更は、「第3表 県債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		180,000	△ 69,000	111,000
	1 負担金	180,000	△ 69,000	111,000
2 使用料及び手数料		3,094,879	△ 135,543	2,959,336
	1 使用料	3,094,879	△ 135,543	2,959,336
3 国庫支出金		180,000	△ 69,000	111,000
	1 国庫補助金	180,000	△ 69,000	111,000
4 財産収入		372,505	36,461	408,966
	1 財産運用収入	372,505	36,461	408,966
5 繰入金		119,000	△ 29,000	90,000
	1 一般会計繰入金	90,000	0	90,000
	2 基金繰入金	29,000	△ 29,000	0
6 諸収入		144,616	113,863	258,479
	1 貸付金元利収入	24,816	0	24,816
	2 雑入	119,800	113,863	233,663
7 県債		1,186,000	△ 143,000	1,043,000
	1 県債	1,186,000	△ 143,000	1,043,000

8 繰越金		0	14,219	14,219
	1 繰越金	0	14,219	14,219
歳入合計		5,277,000	△ 281,000	4,996,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	港湾事業費	3,009,373	△ 223,074	2,786,299
	1 港湾管理費	2,107,813	△ 78,074	2,029,739
	2 施設整備費	890,000	△ 347,000	543,000
	3 一般会計繰出金	11,560	0	11,560
	4 積立金	0	202,000	202,000
2	公債費	2,247,627	△ 57,926	2,189,701
	1 公債費	2,247,627	△ 57,926	2,189,701
3	予備費	20,000	0	20,000
	1 予備費	20,000	0	20,000
歳 出 合 計		5,277,000	△ 281,000	4,996,000

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

1 変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
1 港 湾 事 業 費	2 施 設 整 備 費	清 水 港 施 設 整 備 費	333,000	355,000

2 追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 港 湾 事 業 費	1 港 湾 管 理 費	清 水 港 港 湾 管 理 費	49,000
		田 子 の 浦 港 港 湾 管 理 費	10,000
	2 施 設 整 備 費	田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	45,000

第 3 表

県 債 補 正

補 正 前

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	千円 868,000	普通貸借	10.0 %	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	50,000	又 は	以 内	
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	117,000	証 券 発 行		
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	151,000			
計	1,186,000			

補 正 後				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	千円 771,000	普通貸借	10.0 %	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	12,000	又 は	以 内	
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	109,000	証 券 発 行		
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	151,000			
計	1,043,000			

令和2年度静岡県物品調達事務等特別会計補正予算

令和2年度静岡県の物品調達事務等特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ792,360千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,060,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正
歳入

△印減額（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		2,853,000	△ 792,360	2,060,640
	1 諸収入	2,851,752	△ 792,298	2,059,454
	2 雑入	1,248	△ 62	1,186
歳入合計		2,853,000	△ 792,360	2,060,640

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 集中管理費		2,853,000	△ 792,360	2,060,640
	1 集中管理費	2,853,000	△ 792,360	2,060,640
歳 出 合 計		2,853,000	△ 792,360	2,060,640

令和2年度静岡県工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和2年度静岡県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度静岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)		(補 正)	(計)
1 総 配 水 量	245,284,213 ^{m³}	△	131,852 ^{m³}	245,152,361 ^{m³}
(ア) 柿田川工業用水道	36,553,081 ^{m³}	△	36,554 ^{m³}	36,516,527 ^{m³}
(イ) 富士川工業用水道	21,799,321 ^{m³}	△	821,214 ^{m³}	20,978,107 ^{m³}
(ウ) 東駿河湾工業用水道	133,299,415 ^{m³}		1,533,120 ^{m³}	134,832,535 ^{m³}
(エ) 静清工業用水道	18,956,988 ^{m³}	△	219,610 ^{m³}	18,737,378 ^{m³}
(オ) 中遠工業用水道	15,536,672 ^{m³}	△	41,290 ^{m³}	15,495,382 ^{m³}
(カ) 西遠工業用水道	13,171,409 ^{m³}	△	542,408 ^{m³}	12,629,001 ^{m³}
(キ) 湖西工業用水道	5,967,327 ^{m³}	△	3,896 ^{m³}	5,963,431 ^{m³}
2 1日平均配水量	672,011 ^{m³}	△	362 ^{m³}	671,649 ^{m³}
(ア) 柿田川工業用水道	100,145 ^{m³}	△	100 ^{m³}	100,045 ^{m³}
(イ) 富士川工業用水道	59,724 ^{m³}	△	2,250 ^{m³}	57,474 ^{m³}
(ウ) 東駿河湾工業用水道	365,204 ^{m³}		4,200 ^{m³}	369,404 ^{m³}
(エ) 静清工業用水道	51,937 ^{m³}	△	602 ^{m³}	51,335 ^{m³}
(オ) 中遠工業用水道	42,566 ^{m³}	△	113 ^{m³}	42,453 ^{m³}
(カ) 西遠工業用水道	36,086 ^{m³}	△	1,486 ^{m³}	34,600 ^{m³}
(キ) 湖西工業用水道	16,349 ^{m³}	△	11 ^{m³}	16,338 ^{m³}
3 給 水 工 場 数	342か所	△	2か所	340か所
(ア) 柿田川工業用水道	4か所		0か所	4か所

(イ) 富士川工業用水道	11か所		0か所	11か所
(ウ) 東駿河湾工業用水道	95か所		1か所	96か所
(エ) 静清工業用水道	74か所	△	1か所	73か所
(オ) 中遠工業用水道	56か所		1か所	57か所
(カ) 西遠工業用水道	81か所	△	3か所	78か所
(キ) 湖西工業用水道	21か所		0か所	21か所
4 建設改良事業	3,177,000千円	△	407,400千円	2,769,600千円
(ア) 柿田川工業用水道	14,528千円	△	9,000千円	5,528千円
(イ) 富士川工業用水道	148,373千円	△	27,900千円	120,473千円
(ウ) 東駿河湾工業用水道	1,094,446千円	△	448,136千円	646,310千円
(エ) 静清工業用水道	633,344千円		213,200千円	846,544千円
(オ) 中遠工業用水道	484,173千円	△	110,000千円	374,173千円
(カ) 西遠工業用水道	599,252千円		44,436千円	643,688千円
(キ) 湖西工業用水道	202,884千円	△	70,000千円	132,884千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 工業用水道事業収益	4,566,298千円	17,986千円	4,584,284千円
第1項 営 業 収 益	4,397,929千円	△ 28,436千円	4,369,493千円
第2項 営 業 外 収 益	168,369千円	13,517千円	181,886千円
第3項 特 別 利 益	0千円	32,905千円	32,905千円
	支 出		
第1款 工業用水道事業費用	4,560,007千円	10,957千円	4,570,964千円
第1項 営 業 費 用	4,416,945千円	△ 6,050千円	4,410,895千円
第2項 営 業 外 費 用	140,062千円	16,457千円	156,519千円
第3項 特 別 損 失	0千円	550千円	550千円

第4項 予 備 費 3,000千円 0千円 3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,512,816千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額240,341千円、減債積立金6,303千円、建設改良積立金167,701千円及び過年度分損益勘定留保資金2,098,471千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	2,450,702千円	△ 229,645千円	2,221,057千円
第1項 企業債	2,225,000千円	△ 277,000千円	1,948,000千円
第2項 国庫補助金	148,200千円	△ 9,300千円	138,900千円
第3項 負担金	77,502千円	54,988千円	132,490千円
第4項 固定資産売却代金	0千円	1,667千円	1,667千円
	支 出		
第1款 資本的支出	5,261,993千円	△ 528,120千円	4,733,873千円
第1項 建設改良費	3,177,000千円	△ 407,400千円	2,769,600千円
第2項 固定資産取得費	6,641千円	0千円	6,641千円
第3項 投資	1,000,000千円	0千円	1,000,000千円
第4項 企業債償還金	1,078,352千円	△ 120,720千円	957,632千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
柿田川工業用水道建設費	千円 14,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
東駿河湾工業用水道建設費	570,000	又 は	以 内	
静清工業用水道建設費	573,000	証券発行		
中遠工業用水道建設費	458,000			
西遠工業用水道建設費	490,000			
湖西工業用水道建設費	120,000			
計	2,225,000			
(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
柿田川工業用水道建設費	千円 5,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
東駿河湾工業用水道建設費	489,000	又 は	以 内	
静清工業用水道建設費	573,000	証券発行		
中遠工業用水道建設費	354,000			
西遠工業用水道建設費	407,000			
湖西工業用水道建設費	120,000			
計	1,948,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補正前)	(補正後)
(1) 職員給与費	588,496千円	585,376千円

令和2年度静岡県水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度静岡県水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度静岡県水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)		(補正)	(計)
1 総配水量	76,540,500m ³		798,157m ³	77,338,657m ³
(ア) 駿豆水道	11,059,500m ³	△	695,702m ³	10,363,798m ³
(イ) 榛南水道	5,548,000m ³	△	156,319m ³	5,391,681m ³
(ウ) 遠州水道	59,933,000m ³		1,650,178m ³	61,583,178m ³
2 1日平均配水量	209,700m ³		2,186m ³	211,886m ³
(ア) 駿豆水道	30,300m ³	△	1,906m ³	28,394m ³
(イ) 榛南水道	15,200m ³	△	429m ³	14,771m ³
(ウ) 遠州水道	164,200m ³		4,521m ³	168,721m ³
3 給水対象数	10市町		0市町	10市町
(ア) 駿豆水道	3市町		0市町	3市町
(イ) 榛南水道	2市		0市町	2市
(ウ) 遠州水道	5市町		0市町	5市町
4 建設改良事業	2,533,000千円	△	132,752千円	2,400,248千円
(ア) 駿豆水道	89,530千円		0千円	89,530千円
(イ) 榛南水道	557,300千円	△	20,001千円	537,299千円
(ウ) 遠州水道	1,886,170千円	△	112,751千円	1,773,419千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	7,091,000千円	49,543千円	7,140,543千円
第1項 営業収益	6,569,993千円	△ 6,327千円	6,563,666千円
第2項 営業外収益	521,007千円	28,828千円	549,835千円
第3項 特別利益	0千円	27,042千円	27,042千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	6,475,072千円	△ 141,617千円	6,333,455千円
第1項 営業費用	6,020,855千円	△ 243,535千円	5,777,320千円
第2項 営業外費用	451,217千円	101,918千円	553,135千円
第3項 予備費	3,000千円	0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,120,662千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額219,289千円、減債積立金893,842千円、建設改良積立金129,283千円及び過年度分損益勘定留保資金2,878,248千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,187,000千円	16,234千円	1,203,234千円
第1項 企業債	487,000千円	0千円	487,000千円
第2項 補助金	190,000千円	2,688千円	192,688千円
第3項 償還金	10,000千円	0千円	10,000千円
第4項 投資有価証券償還金	500,000千円	0千円	500,000千円
第5項 国庫補助金	0千円	13,546千円	13,546千円

支 出

第1款 資本的支出	5,490,928千円	△	167,032千円	5,323,896千円
第1項 建設改良費	2,533,000千円	△	132,752千円	2,400,248千円
第2項 固定資産取得費	41,478千円	△	16,000千円	25,478千円
第3項 投 資	1,900,000千円		0千円	1,900,000千円
第4項 企業債償還金	1,004,450千円	△	18,280千円	986,170千円
第5項 補助金返還金	12,000千円		0千円	12,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 職 員 給 与 費	663,669千円	651,911千円

令和2年度静岡県地域振興整備事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和2年度静岡県地域振興整備事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度静岡県地域振興整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)		(補 正)	(計)
1 開発整備用 土地取得 取得面積	137,000㎡	△	137,000㎡	0㎡
2 開発整備 開発面積	315,005㎡	△	155,686㎡	159,319㎡
3 開発土地供給 供給面積	68,771㎡	△	17,813㎡	50,958㎡

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
	収 入			
第1款 開発整備事業収益	1,191,081千円	△	79,685千円	1,111,396千円
第1項 営業収益	1,171,083千円	△	81,881千円	1,089,202千円
第2項 営業外収益	998千円		2,196千円	3,194千円
第3項 特別利益	19,000千円		0千円	19,000千円
	支 出			
第1款 開発整備事業費用	1,164,058千円	△	137,262千円	1,026,796千円
第1項 営業費用	1,053,396千円	△	111,600千円	941,796千円
第2項 営業外費用	107,662千円	△	25,662千円	82,000千円
第3項 予備費	3,000千円		0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次の

とおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,021千円は、過年度分消費税及び地方消費税資金的収支調整額6千円及び繰越工事資金12,015千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	2,652,919千円	△ 1,720,511千円	932,408千円
第1項 負担金	33,417千円	△ 16,509千円	16,908千円
第2項 浜松坪井地区事業収入	8,000千円	△ 8,000千円	0千円
第3項 藤枝高田地区事業収入	550,000千円	△ 50,000千円	500,000千円
第4項 富士大淵地区事業収入	415,500千円	0千円	415,500千円
第5項 袋井土橋地区事業収入	1,146,002千円	△ 1,146,002千円	0千円
第6項 新規用地事業収入	500,000千円	△ 500,000千円	0千円
	支 出		
第1款 資本的支出	5,320,942千円	△ 4,376,513千円	944,429千円
第1項 建設改良費	2,820,402千円	△ 1,876,513千円	943,889千円
第2項 固定資産取得費	540千円	0千円	540千円
第3項 投 資	2,500,000千円	△ 2,500,000千円	0千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 職員給与費	159,405千円	153,751千円

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 予算第8条に定めた重要な資産の取得及び処分を次のとおり補正する。

(補 正 前)			
	種 類	名 称	数 量
1	取得する資産	土地 開発整備用土地	137,000㎡

(補 正 後)

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土 地	開 発 整 備 用 土 地	0㎡

令和2年度静岡県立静岡がんセンター事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度静岡県立静岡がんセンター事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正)	(計)
1 事業計画			
(1) 病床数	615床	0床	615床
一般病床	615床	0床	615床
(2) 患者数			
年間延患者数	503,833人	△ 17,448人	486,385人
外来患者	301,806人	634人	302,440人
入院患者	202,027人	△ 18,082人	183,945人
1日平均患者数	1,795人	△ 46人	1,749人
外来患者	1,242人	3人	1,245人
入院患者	553人	△ 49人	504人
2 建設計画			
(1) 建設改良工事	402,044千円	82,480千円	484,524千円
(2) 器械器具及び備品購入	1,086,698千円	11,370千円	1,098,068千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	37,574,983千円	918,966千円	38,493,949千円

第1項 医業収益	30,200,521千円		322,142千円	30,522,663千円
第2項 医業外収益	7,369,462千円		151,824千円	7,521,286千円
第3項 特別利益	5,000千円		445,000千円	450,000千円
第2款 研究所事業収益	735,174千円	△	44,669千円	690,505千円
第1項 研究所収益	735,174千円	△	44,669千円	690,505千円
	支 出			
第1款 病院事業費用	37,556,797千円		1,737,193千円	39,293,990千円
第1項 医業費用	36,198,867千円		1,118,241千円	37,317,108千円
第2項 医業外費用	1,352,930千円		118,447千円	1,471,377千円
第3項 特別損失	5,000千円		500,505千円	505,505千円
第2款 研究所事業費用	937,807千円		18,965千円	956,772千円
第1項 研究所費用	937,807千円	△	44,811千円	892,996千円
第2項 特別損失	0千円		63,776千円	63,776千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書をおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,750,455千円は、過年度分損益勘定留保資金3,750,455千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 病院資本的収入	1,096,029千円	295,335千円	1,391,364千円
第1項 企業債	1,042,000千円	163,000千円	1,205,000千円
第2項 基金繰入金	1,000千円	0千円	1,000千円
第3項 受託金	53,029千円	0千円	53,029千円
第4項 補助金	0千円	62,330千円	62,330千円
第5項 投資有価証券償還金	0千円	44,000千円	44,000千円
第6項 寄附金	0千円	10,000千円	10,000千円

第7項 貸付金返還金	0千円		15,300千円	15,300千円
第8項 敷金・保証金返還金	0千円		705千円	705千円
第2款 研究所資本的収入	483,627千円	△	33,000千円	450,627千円
第1項 企業債	256,000千円		0千円	256,000千円
第2項 他会計負担金	916千円		0千円	916千円
第3項 受託金	33,000千円	△	33,000千円	0千円
第4項 出資金	193,711千円		0千円	193,711千円
	支 出			
第1款 病院資本的支出	5,062,768千円		79,050千円	5,141,818千円
第1項 建設改良費	1,198,826千円		126,850千円	1,325,676千円
第2項 企業債償還金	3,796,868千円		0千円	3,796,868千円
第3項 長期貸付金	64,800千円	△	57,800千円	7,000千円
第4項 敷金・保証金	2,274千円		0千円	2,274千円
第5項 積立金	0千円		10,000千円	10,000千円
第2款 研究所資本的支出	483,628千円	△	33,000千円	450,628千円
第1項 建設改良費	289,916千円	△	33,000千円	256,916千円
第2項 企業債償還金	193,712千円		0千円	193,712千円
(債務負担行為の補正)				
第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。				
(補 正 前)				
事 項	期 間	限 度 額		
静岡がんセンター陽子線治療装置中期更新事業工事契約	令和2年度から 令和4年度まで	442,000千円 (工事予定額 489,000千円) (令和2年度計上予算額 47,000千円)		

(補 正 後)

事 項	期 間	限 度 額
静岡がんセンター陽子線治療装置中期更新事業工事契約	令和2年度から 令和4年度まで	458,000千円 (工事予定額 476,000千円) (令和2年度計上予算額 18,000千円)

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費 静岡がんセンター整備費 静岡がんセンター研究所整備費	千円 822,000 220,000 256,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	1,298,000			

(補 正 後)				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
静岡がんセンター医療機器整備費	千円 1,170,000	普通貸借	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
静岡がんセンター整備費	35,000	又 は		
静岡がんセンター研究所整備費	256,000	証券発行		
計	1,461,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

(補 正 前) (補 正 後)

(1) 職 員 給 与 費 13,365,633千円 13,708,624千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 予算第10条に定めた収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額 338,039千円を 491,910千円と改める。

(棚卸資産購入限度額の補正)

第9条 予算第11条に定めた棚卸資産購入限度額 15,791,441千円を 16,734,222千円と改める。

令和2年度静岡県流域下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和2年度静岡県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度静岡県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正)	(計)
1 年間総処理水量	30,702,000m ³	0m ³	30,702,000m ³
(ア) 狩野川東部流域下水道	11,327,000m ³	0m ³	11,327,000m ³
(イ) 狩野川西部流域下水道	19,375,000m ³	0m ³	19,375,000m ³
2 1日平均処理水量	84,115m ³	0m ³	84,115m ³
(ア) 狩野川東部流域下水道	31,033m ³	0m ³	31,033m ³
(イ) 狩野川西部流域下水道	53,082m ³	0m ³	53,082m ³
3 流域関連市町数	8市町	0市町	8市町
(ア) 狩野川東部流域下水道	3市町	0市町	3市町
(イ) 狩野川西部流域下水道	5市町	0市町	5市町
4 建設改良事業	2,442,000千円	△ 555,420千円	1,886,580千円
(ア) 狩野川東部流域下水道	986,200千円	△ 278,600千円	707,600千円
(イ) 狩野川西部流域下水道	1,455,800千円	△ 276,820千円	1,178,980千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	5,398,900千円	△ 20,650千円	5,378,250千円
第1項 営業収益	2,866,049千円	136,630千円	3,002,679千円

第2項 営業外収益	2,532,851千円	△	157,280千円	2,375,571千円
	支 出			
第1款 流域下水道事業費用	4,801,000千円	△	123,577千円	4,677,423千円
第1項 営業費用	4,550,918千円	△	162,600千円	4,388,318千円
第2項 営業外費用	247,082千円		39,023千円	286,105千円
第3項 予備費	3,000千円		0千円	3,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文かっこ書を次のとおり改める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額830,677千円は、減債積立金299,076千円、当年度分損益勘定留保資金474,027千円、当年度利益剰余金処分量57,574千円で補填するものとする。)

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	2,919,451千円	△ 490,359千円	2,429,092千円
第1項 企業債	480,000千円	△ 111,000千円	369,000千円
第2項 借入金	29,750千円	△ 9,816千円	19,934千円
第3項 出資金	89,451千円		65,061千円
第4項 国庫補助金	1,512,500千円	△ 325,195千円	1,187,305千円
第5項 負担金	613,750千円	△ 109,409千円	504,341千円
第6項 雑収入	194,000千円		0千円
	支 出		
第1款 資本的支出	3,824,000千円	△ 564,231千円	3,259,769千円
第1項 建設改良費	2,442,000千円	△ 555,420千円	1,886,580千円
第2項 固定資産取得費	34,081千円	△ 8,811千円	25,270千円
第3項 企業債償還金	1,346,484千円		0千円
第4項 借入金償還金	1,435千円		0千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(補 正 前)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道建設費 狩野川西部流域下水道建設費	千円 190,000 290,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	480,000			

(補 正 後)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道建設費 狩野川西部流域下水道建設費	千円 140,000 229,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	369,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条に定めた経費については、その金額を次のとおり改める。

(補 正 前) (補 正 後)

(1) 職 員 給 与 費 178,380千円 173,439千円